

公益財団法人 中富健康科学振興財団  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人中富健康科学振興財団定款第21条及び第39条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。  
費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員に対して、理事会又は評議員会に出席した都度、報酬等として一日1回50,000円(源泉所得税、復興特別所得税等控除後の金額。以下同じ。)を支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会が開催されたときは、50,000円とする。

- 2 評議員に対して、評議員会に出席した都度、報酬等として一日1回50,000円を支給する。
- 3 監事に対して、この法人の監事監査又はこれに準ずる監査等を行った都度、報酬として一日1回50,000円を支給する。
- 4 前3項で決定された金額は、会議開催都度、振込又は現金で支給する。
- 5 行政庁の求めにより、立入検査等に立ち会った評議員及び役員に対して、第1項に掲げる報酬等を支給する。
- 6 前5項の規定に拘らず、役員及び評議員はあらかじめ申出により報酬等の受取りを辞退することができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日(平成22年6月1日)から施行する。

この規程は、平成25年1月28日より適用する。